

兵庫県公報

令和5年3月22日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

条 例	ページ
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）…	8
○ 退職手当基金条例（人事課）…	8
○ 兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（同）…	9
○ 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（同）…	9
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（同）…	13
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）…	14
○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）…	21
○ 犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（生活安全課）…	27
○ 兵庫県子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（こども政策課）…	31
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例の一部を改正する条例（地域産業立地課）…	31
○ 高齢者、障害者等が円滑に旅行することができる環境の整備に関する条例（観光振興課）…	34
○ 兵庫県開発審査会条例の一部を改正する条例（建築指導課）…	36
○ 建築基準条例の一部を改正する条例（同）…	37
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（学事課）…	37
○ 兵庫県立特別支援教育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（特別支援教育課）…	37
○ 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（社会教育課）…	38
○ 教育委員会の職務権限の特例に関する条例（スポーツ振興課）…	38

公布された法令のあらまし

◎知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

宅地造成等規制法の一部改正により、宅地造成工事規制区域の指定制度が廃止され、宅地造成工事等規制区域及び特定盛土等規制区域の指定制度が創設されるとともに、既に指定がされている宅地造成工事規制区域内における宅地造成に関する工事等の規制については、一定の期間、改正前の宅地造成等規制法の規定が適用されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

◎退職手当基金条例（条例第9号）

職員の定年等に関する条例の一部改正により職員の定年が段階的に上げられることに伴い、会計年度ごとに退職手当の支給額の総額が大幅に増減することとなることを踏まえ、退職手当の支給に要する経費の財源を安定的に確保するため、退職手当基金を設置することとした。

◎兵庫県職員定数条例及び兵庫県病院事業職員定数条例の一部を改正する条例（条例第10号）

- 1 児童福祉司等の配置基準に対応し、及び感染症対策の体制の強化を図るため、知事の事務部局の職員の定数を増員することとした。
- 2 スポーツに関する業務を教育委員会の事務部局から知事の事務部局へ移管することに伴い、知事の事務部局の職員の定数を増員し、教育委員会の事務部局の職員の定数を減員することとした。
- 3 兵庫県立はりま姫路総合医療センターにおける稼働病床数の増加等診療機能の充実を図るため、病院事業の職員の定数を増員することとした。

◎職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

県政改革方針に基づき、職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況等を踏まえ、行政職7級相当の職員の管理職手当の抑制措置を緩和した上で引き続き実施する等、関係条例について所要の整備を行うこととした。

◎特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

県政改革方針に基づき、特別職に属する常勤の職員の給与に係る抑制措置について、本県の財政状況を踏まえ、引き続き実施することとし、所要の整備を行うこととした。

◎使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第13号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立都市公園条例
- 4 警察手数料徴収条例

◎兵庫県税条例の一部を改正する条例（条例第14号）

地方税法の一部改正等に伴い、個人県民税、法人事業税、不動産取得税、軽油引取税、自動車税等に係る規定について所要の整備を行うこととした。

◎犯罪被害者等の権利利益の保護等を図るための施策の推進に関する条例（条例第15号）

犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、民間支援団体及び市町の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建及び犯罪被害者等への理解の促進を図るための犯罪被害者等支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等を支え、誰もが安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的として、この条例を制定することとした。

1 定義

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいうものとする。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者（以下「犯罪被害者」という。）及びその家族又は遺族をいうものとする。
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の権利利益の保護、犯罪被害者等が受けた被害の回復又は軽減、犯罪被害者等の生活の再建、犯罪被害者等への理解の促進その他の犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるようにするための取組をいうものとする。
- (4) 二次被害 犯罪等による直接の被害を受けた後に、加害者及びその関係者の不誠実な言動、人々の理解のない言動又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、名誉の毀損、生活の平穩の侵害、経済的な損失等の被害をいうものとする。
- (5) 再被害 犯罪被害者が更なる犯罪等により受ける被害をいうものとする。
- (6) 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいうものとする。

2 基本理念

- (1) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇が保障されることを旨として推進されなければならないものとする。
- (2) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生ずることのないよう十分に配慮して推進されなければならないものとする。
- (3) 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安全に安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならないものとする。
- (4) 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならないものとする。

3 県の責務

- (1) 県は、2の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等支援に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するものとする。
- (2) 県は、市町が犯罪被害者等支援に関する施策を円滑に実施することができるよう、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

4 県民の責務

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深めるよう努めるとともに、二次被害が生ずることのないよう十分に配慮するよう努めなければならないものとする。
- (2) 県民は、基本理念にのっとり、国、県及び市町が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよ

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 22 日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県条例第13号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第 1 条 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の15の部(1)の款中

「
2,000円
」

を

「
2,000円（法第20条第 2 項の規定の適用を受ける場合にあっては、4,000円）
」

に改め、同部(3)の款を削り、同表26の部(4)の款中「放電加工」を「非接触除去加工」に改め、「電気機器組立て」の右に「シーケンス制御」を加える。

別表第 4 の21の部(18)の款の次に次のように加える。

(18)の 2 建築物の容積率の特例 認定申請手数料	法第52条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物 の容積率に関する特例の認定の申請に対する 審査	27,000円
-------------------------------	---	---------

別表第 4 の21の部(21)の款中「第57条の 2 第 3 項」を「第57条の 5 第 3 項」に改め、同部(23)の款中「第55条第 3 項各号」を「第55条第 3 項又は第 4 項各号」に改め、同部(25)の 4 の款の次に次のように加える。

(25)の 5 高度地区内における建 築物の高さの特例許可申請手 数料	法第58条第 2 項の規定に基づく高度地区内 における建築物の高さに関する特例の許可の申 請に対する審査	160,000円
---	--	----------

別表第 4 の27の部(2)の款中「400円」を「800円」に改め、同部(3)の款中「獣医師」の右に「又は知事が登録した飼養衛生管理者」を加え、同表28の 2 の部(1)の款中

「
開発行為に係る森林の面積が 1 ヘクタールを超
え 3 ヘクタール未満の場合 390,000円
」

を

開発行為に係る森林の面積が0.5ヘクタールを 超え 1 ヘクタール未満の場合	260,000円
開発行為に係る森林の面積が 1 ヘクタール以上 3 ヘクタール未満の場合	390,000円

に改め、同表43の部(1)の款及び45の部備考 1 中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第55号）附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同表57の部中「第115条第 1 項」を「第116条第 1 項」に改め、同表58の部(6)の款中「1,800円」を「1,400円」に改め、同表66の部(2)の款中「(以下この部において「性能評価書」という。)」を削り、

又は研究の結果に基づく計算方法として知事が別に定めるものにより算出する」を「省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による」に改め、同部(3)の款及び(4)の款中「住戸又は」を削り、同部備考2を削り、同部備考3を同部備考2とし、同表67の部(1)の款中「平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。」を削り、同部(4)の款中

「

住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
		床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

」

を

「

住宅建築物に係る性能向上計画である場合	一戸建ての住宅の場合	省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準(以下この部において「誘導仕様基準」という。)による場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	20,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	22,000円
		その他の場合	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	42,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅の場合	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
		その他の場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円

			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円
住宅建築物以外の建築物に係る性能向上計画である場合	住宅部分	全ての住戸が誘導仕様基準による場合	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	37,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	66,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	181,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	328,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	533,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	940,000円
			床面積の合計が300平方メートル未満のもの	74,000円
	その他の場合		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	126,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	222,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	310,000円

		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	604,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,045,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,923,000円

」

に改め、同部(7)の款中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に、「省令第1条第1項第2号イ(2)(ii)及びロ(2)に規定する基準（以下この部において「モデル共同住宅基準」という。）」を「モデル住宅基準」に改め、「モデル共同住宅基準」を削る。

（兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例（平成20年兵庫県条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立丹波の森公苑の部中

「

アトリエ (1棟につき)	宿泊をしない場合	600	800	1,000	1,400	1,800	2,400
	宿泊をする場合	1泊につき 3,700円					

」

を

「

里山スクエア	1人1時間につき 300円
--------	---------------

」

に、

「

- 6 「1泊」とは、9時から翌日の8時までの利用をいう。
- 7 アトリエを8泊以上継続して利用する場合は、当該利用期間のうち、8泊以上15泊未満の期間にあつては1棟1泊につき1,900円、15泊以上の期間にあつては1棟1泊につき1,200円とする。
- 8 5により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

」

を

「

6 5により算出した額に50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。

」

に改める。

（兵庫県立都市公園条例の一部改正）

第3条 兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表第3中3の部を削り、4の部を3の部とし、5の部から12の部までを4の部から11の部までとする。

（警察手数料徴収条例の一部改正）

第4条 警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表8の部中(11)の款を(13)の款とし、(10)の款を(12)の款とし、(9)の款の次に次のように加える。

(10) 特定自動運行許可申請手数料	法第75条の12第1項の規定に基づき特定自動運行の許可を受けようとする者	79,200円
(11) 特定自動運行計画変更許可申請手数料	法第75条の16第1項の規定に基づき特定自動運行計画の変更の許可を受けようとする者	78,500円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の57の部、66の部及び67の部の改正規定並びに第3条の規定 公布の日
- (2) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第3の15の部の改正規定 令和5年3月27日
- (3) 第1条中使用料及び手数料徴収条例別表第4の43の部及び45の部の改正規定 令和5年5月26日



兵庫県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月22日

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

兵庫県条例第14号

兵庫県税条例の一部を改正する条例

第1条 兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「によって」を「により」に改める。

第27条第1項の表(1)の項エ中「保険業法」の右に「(平成7年法律第105号)」を加える。

第33条第2項中「又は第3項」を「、第3項又は第5項」に改める。

第36条第1項第3号中「第72条の29第1項」の右に「又は第5項」を加える。

第77条第2項中「第173条第3項」を「第113条の10第3項」に改める。

第102条に次の1項を加える。

- 4 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊(同協定第1条(C)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第105条の2及び第113条の10第9項において同じ。)が公用に供する軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入に対しては、第1項(第6号に係る部分に限る。)の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第105条の次に次の1条を加える。

第105条の2 オーストラリア軍隊が、第102条第4項の規定により軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場